

多重代表訴訟適用対象外の企業も要注意！

親会社取締役の子会社への 監督責任を容認した最高裁判決

親会社取締役の子会社の管理責任が問われた株主代表訴訟で最高裁は1月30日付で遅延損害金の請求に係る部分を破棄し、原审の福岡高等裁判所に差し戻した（平成24（受）1600）。そのほかの部分は、福岡高等裁判所の判断を維持しており、親会社取締役の子会社に対する監視違反などによる忠実義務および善管注意義務違反が認められている。

現在、国会で審議中の「会社法の一部を改正する法律案」には多重代表訴訟制度の創設が盛り込まれているが、適用対象は限定的なものとなっている。しかし、今回の判決は、多重代表訴訟制度の適用対象外の企業であっても親会社の取締役に対して子会社に対する責任が問われることがあり得るという点で留意しておくべきものといえそうだ。

子会社の経営破たんて親会社取締役の善管注意義務違反を認める

今回の事案は、福岡魚市場の株主である被上告人（株主）が、同社の代表取締役だった上告人（取締役）らに対し、同社子会社であるフクシヨクに対する不正融資等により同社が18億8,000万円の損害を被ったとして、旧商法267条3項に基づき、福岡魚市場への損害賠償の支払いを求めた株主代表訴訟である。

福岡魚市場の100%子会社であるフクシヨクが「ぐるぐる取引」と称する取引を行っていたが、その後、経営が破たんしたものだ。原审である福岡高等裁判所では、親会社である福岡魚市場の取締役らは在庫状況や借入金の増加、帳簿上の商品単価、数量等を総合すると非正常な取引が行われていたことは経営判断上明らかであったなどと指摘。親会社の

ぐるぐる取引とは？

「ぐるぐる取引」とは、預かり期間満了時までには売却できなかった在庫商品につき、仕入れ業者からいったん買い取り、当該仕入れ業者または別の仕入れ業者に対し、一定の預かり期間に売却できなければ、期間満了時に買い取る旨を約束して、当該商品を買取りもらい、その後、同期間満了時までには売却できなかった場合には、同じことを繰り返す取引のことである。

取引を繰り返すたびに手数料、冷蔵庫保管料等の実費等が付加されるため、商品の帳簿価額は上がるが、当該商品を市場で売却する場合には、市場価格で売却しなければならないため、最終的に売れ残った商品の品質は劣化し、市場価格も下がる。このため、ぐるぐる取引を繰り返すと、時価が簿価を下回り含み損が発生することになる。ぐるぐる取引は子会社に含み損をもたらす、その相手方には手数料等の利益をもたらす取引であるといえる。

取締役の忠実義務ないし善管注意義務違反があったことは明らかであると、親会社の取締役らへの損害賠償請求を容認していた（福岡地裁も同様）。

最高裁判決では、商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）266条1項5号

に基づき取締役が会社に対して支払う損害賠償金に付すべき遅延損害金の利率は、商事法定利率の年6分ではなく、民法所定の年5分であるなどとし、この部分は原審の福岡高等裁判所に差し戻したものの、その他の上告人の主張を斥けている。

従来は親会社取締役の子会社への監督責任はなし

親会社取締役の子会社の監督責任については、“原則なし”というのがこれまでの判例の位置付けだ。

野村證券の株主である原告らが同社の米国における100%孫会社が米国証券取引委員会規則違反を理由に課徴金を納付したことに対して、同社の取締役に責任があるとした株主代表訴訟では、東京地方裁判所が「親会社の取締役は、特段の事情がない限り、子会社の取締役の業務執行の結果、子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害が生じた場合でも

直ちに任務懈怠の責任を負うわけではない」と判断。親会社取締役の子会社を監督する責任は原則として存在しないと判示している（平成9年（ワ）9480号）。

この点、法制審議会会社法制部会でも親会社による子会社業務の監督を職務とする旨の規定を置くかどうか論点の1つとなっていたが、国会に提出している「会社法の一部を改正する法律案」には盛り込まれなかった。それだけに今回の最高裁および福岡高裁の判決は注目すべきものといえる。

多重代表訴訟制度の適用対象外の企業も子会社の監督責任が

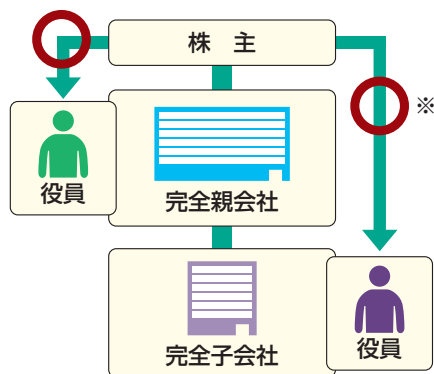
また、「会社法の一部を改正する法律案」には、多重代表訴訟制度の創設が盛り込まれている（図参照）。同制度は、親会社の株主がその子会社の取締役等の責任を追及する訴えを提起することができるというものであるが、株式会社の完全親会社の総株主の議決権の1%以上の議決権または発行済株式の1%以上の株式を有する株主（完全親会社が公開会社である場合は6か月前から引き続き1%以上の株式を有していること）に限定されているなど、その適用対象範囲は限定的となっている。

従来の株主代表訴訟でも可能

ただし、今回の判決は、多重代表訴訟制度の適用対象外の企業であっても、従来の株主

代表訴訟により親会社の取締役に對して子会社への責任を問うことができるという点で留意しておくべき判決といえそうだ。

【図】 多重代表訴訟制度の創設



※ 現行法上、完全親会社の株主は株主代表訴訟により、完全子会社の取締役の責任を追及することができない。